

平成20年10月21日
運輸審議会審理室

運輸審議会発表案件

株式会社ジェイエアからの混雑空港（関西国際空港）
運航許可申請事案に関する答申について

事案の種類	申請者	申請混雑空港	決定
混雑空港 運航許可	株式会社ジェイエア	関西国際空港	許可することが 適当である

平成20年9月25日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました株式会社ジェイエアからの混雑空港（関西国際空港）運航許可申請事案について、運輸審議会は審議の結果、本件については許可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申されましたので、お知らせします。

[連絡先]

運輸審議会審理室 小室、江崎
(代表) 03 (5253) 8111 (内線) 53515
(直通) 03 (5253) 8810

[混雑空港運航許可申請の概要に関する連絡先]

航空局監理部航空事業課 竹内、伊地知
(代表) 03 (5253) 8111 (内線) 48524
(直通) 03 (5253) 8705

国 運 審 第 2 6 号
平成20年10月21日

国土交通大臣 金子一義 殿

運輸審議会会長 竹田正興

答 申 書

株式会社ジェイエアからの混雑空港運航許可申請について

平20第9001号

平成20年9月25日付け国空事第487号をもって諮問された
上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

株式会社ジェイエアの申請に係る混雑空港（関西国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、関西（関西国際空港）～福岡（福岡空港）間において国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請に及んだものである。

申請者の運航計画によれば、当該路線において平成21年2月1日からボンバルディア式CL-600-2B19型機を使用し、1日3往復の運航を行おうとするものである。

2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

- (1) 関西国際空港においては、発着規制として、1時間の発着回数について40回と定めるなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める関西国際空港での発着は、他の本邦航空運送事業者を含む同空港の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、同空港における航空機整備等の所要時間及び環境対策の観点から発着規制をしている福岡空港の利用可能時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は、航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- (2) 当該路線では、現在、株式会社日本航空インターナショナルが1日4往復（11月1日以降は1日3往復）及び全日本空輸株式会社が1日4往復の運航を行っている。

このうち申請者は株式会社日本航空インターナショナルがダグラス式MD 8 1 型機等により運航している当該路線の運航を引き継ぎ、ボンバルディア式CL-600-2B19型機により1日3往復の運航を行おうとするものである。

申請者の運航計画によれば、日本航空グループとして、使用機材の小型化等により座席供給量は減少するが、これまで当該路線の供給輸送力に対する利用率の著しい減少傾向の中にあつて、関西国際空港の国際拠点空港としての役割等をも踏まえ、1日3往復の運航が維持されるものである。

さらに、新たに関西国際空港発福岡空港行きの朝便及び福岡空港発関西国際空港行きの夜便を設定して、利用者の利便性に配慮した運航ダイヤの改正も行われるものである。

これらは、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、多様な輸送網と競争状態が維持され、利用者利便に資するものであること等を勘案すると、本件申請は関西国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。